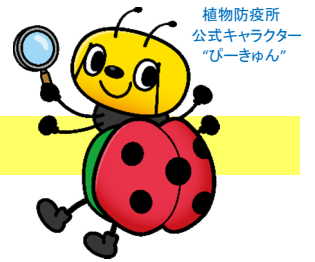


● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

植物防疫法施行規則(以下「施行規則」)の一部改正手続きが進められており、一部輸入植物の取扱いが変わります。



I 輸入禁止となる地域・植物の見直し 【施行規則別表2関係】

地域・植物の見直しが行われたもの (6種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物※
1	チチュウカイミバエ (昆虫)	追加:イラク、ウクライナ、英領チャネル諸島、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア、プエルトリコ、ベリーズ	追加:きんきじゅ、てんじくいぬかんこ等33種及びマチン属植物、インガ属植物等5属の生果実 寄主範囲の見直し: さぼてん科→さぼてん科(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスズを除く。)
2	ミカンコミバエ種群 (昆虫)	追加:エリトリア、カーボベルデ、ジンバブエ、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、北マリアナ諸島、パラオ	追加:カカオ、へちま等96種及びリカーニア属植物の生果実 寄主範囲の見直し: ぶどう→ぶどう属植物 等
3	クインスランドミバエ (昆虫)	変更なし	追加:ランブータン、リゅうがん等45種の生果実 寄主範囲の見直し: ぶどう→ぶどう属植物 等
4	ウリミバエ (昆虫)	追加:エチオピア、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、ブルンジ、マラウイ、モザンビーク、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン	追加:なつめ、カシューナッツ、くだものどけい、ばんじろう等25種の生果実 寄主範囲の見直し: ヒロセレウス属植物→ヒロセレウス属植物(イエローピタヤを除く。)
10	ジャガイモシストセンチュウ (線虫)	追加:ウガンダ、ルワンダ	変更なし
16	火傷病菌 (細菌)	追加:韓国	変更なし

※ 対象植物の詳細は第V項におけるURLでご確認下さい。

II 輸出国政府(植物検疫機関)が発行した検査証明書に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

1 輸出国での栽培地検査の対象とする地域・植物の見直し

【施行規則別表1の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病害虫に対して栽培地検査等を行い、付着または感染がない旨を追記した検査証明書が必要になります。

* 新たに検査証明書に追記が必要となるものの例

○ タイ産ヤブラン属植物苗

(改正前) 追記不要

(改正後追加) *Meloidogyne enterolobii*

〈追記例〉

Fulfills item 8 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

地域・植物の見直しが行われたもの（8種）

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
2	トマトキバガ (昆虫)	追加:ウクライナ、オーストリア、北マケドニア共和国、ジョージア、チェコ、ドイツ、ベルギー、アフリカ(全域)	変更なし
6	ニセネコブセンチュウ (線虫)	変更なし	追加:アトリプレクス・コンフェルティフォリア、いんげんまめ、おらんだふうろ、サルソラ・カリ、しろぎ、だいこん、てんにんぎく、はまびし、ほうきぎ、ほうれんそう、あぶらな属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
7	バナナネモグリセンチュウ (線虫)	変更なし	寄主範囲の見直し:アンズリューム属及びアヌビアス属植物について、対象部位を、生植物の地下部→栽培用生植物全体
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i> (線虫)	追加:トーゴ、ベナン、モザンビーク	追加:あきにれ、あさ、あぶらつばき、エラエオカルプス・デキピエンス、ささげ、だいず、やぶらん属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
12	<i>Phytophthora ramorum</i> (真菌)	追加:ベトナム	追加:ロフォステモン・コンフェルツスの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
16	<i>Eutypa lata</i> (真菌)	変更なし	追加:ざくろの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
17	<i>Guignardia citricarpa</i> (真菌)	追加:チュニジア	宿主範囲の見直し:栽培の用に供するもの→栽培の用に供し得るもの
24	ウメ輪紋ウイルス (ウイルス)	追加:北マケドニア共和国	変更なし

2 輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し【施行規則別表2の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、輸出国で特別な検疫措置を実施し、その旨を追記した検査証明書が必要になります。

* 新たに植物検査証明書に追記が必要となるものの例

追記は複数の病害虫が対象となる場合があり、注意が必要！

○ 中国産トマト種子

(改正前) *Potato spindle tuber viroid*, *Pepino mosaic virus*, *Tomato brown rugose fruit virus*

(改正後追加) ***Tomato mottle mosaic virus***

〈追記例〉

Fulfills items 24, 25, 36 and 41 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

○ イスラエル産トマト種子

(改正前) *Potato spindle tuber viroid*, *Tomato apical stunt viroid*,
Tomato brown rugose fruit virus

(改正後追加) ***Tomato mottle mosaic virus*, *Pepino mosaic virus***

〈追記例〉

Fulfills items 24, 25, 28, 36 and 41 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

○ 韓国産トマト苗

(改正前) *Heterodera schachtii*(テンサイシストセンチュウ)

(改正後追加) ***Tomato brown rugose fruit virus***

〈追記例〉

Fulfills item 4 of the Annexed Table 1-2 and item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

- **タンザニア産トマト種子・チリ産とうがらし種子・韓国産とうがらし苗**
 (改正前)追記不要 (改正後追加) *Tomato brown rugose fruit virus*

〈追記例〉

Fulfills item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

- **ベトナム産堆肥、肥料、園芸用培地のうち別表2-2の第17項対象植物を含むもの**
 (改正前)追記不要 (改正後追加) *Phytophthora ramorum*

〈追記例〉

Fulfills item 17 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

(1)新たに追加された検疫有害植物 (2種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
40	<i>Anastrepha striata</i> (昆虫)	中南米 ※	マンゴウ、パパイヤ等43種の生果実※	無発生産地域又は殺虫処理 ※
41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ウイルス)	中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	とうがらし及びトマトの種子であって栽培の用に供するもの並びにきだちとうがらし、とうがらし、トマト及びびなすの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの	輸出国における精密検定※

※ 詳細は第V項におけるURLでご確認下さい。

(2)検疫措置の見直しがおこなわれたもの(1種) (別表1-2から別表2-2へ移行)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
39	ソラマステインウイルス (ウイルス)	変更なし	追加:えんどう	輸出国における栽培地検査又は精密検定 ※ 詳細は第V項におけるURLでご確認下さい。

(3)地域や植物の見直しが行われたもの (11種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物 ※
1	ミナミアメリカミバエ (昆虫)	変更なし	追加:イエローピタヤ生果実 寄主範囲の見直し: かき→かき属植物
3	メキシコミバエ (昆虫)	変更なし	寄主範囲の見直し: かき→かき属植物
4	ニシインドミバエ(昆虫)	変更なし	表記の変更:マンゴウ
5	カリブミバエ (昆虫)	変更なし	寄主範囲の見直し: かき→かき属植物
17	<i>Phytophthora ramorum</i> (真菌)	追加:ベトナム	追加:ロフォステモン・コンフェルツスの葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの
20	<i>Candidatus Liberbacter solanacearum</i> (Lso) (細菌)	追加:エクアドル	変更なし
23	<i>Xylella fastidiosa</i> (細菌)	変更なし	追加:43種 宿主範囲の見直し:113種 栽培の用に供するもの

25	<i>Pepino mosaic virus</i> (ウイルス)	追加:イスラエル	変更なし
26	<i>Columnea latent viroid</i> (ウイロイド)	変更なし	追加:とうがらし(栽培用生植物(種子を含み果実を除く。))、ソラヌム・ストラモニー・フロリウム(栽培用生植物(種子及び果実を除く。))
29	トマト退緑萎縮ウイロイド (ウイロイド)	変更なし	追加:なす(栽培用生植物(種子及び花粉を含む。))、カリブラコア属(栽培用生植物(種子及び花粉を除く。))
36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> ※※ (ウイルス)	見直し:すべての地域	変更なし

※ 対象植物の詳細は第V項におけるURLでご確認下さい。

※※ *Tomato brown rugose fruit virus* については、すべての地域及び国に対して①輸出前の精密検定及び②検定を実施した結果本ウイルスが不在である旨の追記を要求する旨、通報がなされています。

Ⅲ 検疫有害動植物の指定の見直し 【施行規則別表1関係】

新たに追加された検疫有害動植物 (2種)

施行規則別表1の他、別表2-2に新規追加(上記Ⅱの2の(1))

- ・有害動物:1種 *Anastrepha striata* (ミバエ科)(昆虫)
- ・有害植物:1種 *Tomato mottle mosaic virus* (ウイルス)

Ⅳ 非検疫有害動植物※の指定の見直し

新たに追加された非検疫有害動植物 (7種)

有害動物	<i>Eupteryx decemnotata</i> (ヨコバイ科)(昆虫) <i>Mecinus pascuorum</i> (ヘラオオバコバンゾウムシ)(昆虫) <i>Parthenolecanium persicae</i> (チャノカタカイガラムシ)(昆虫) <i>Tuberolachnus macrotuberculatus</i> (ビワコブオオアブラムシ)(昆虫)
有害植物	<i>Alternaria crassa</i> (チヨウセンアサガオ類輪紋病)(糸状菌) <i>Pythium brassicum</i> (糸状菌) <i>Pantoea ananatis</i> (細菌)

※ 非検疫有害動植物とは輸入検査で発見された場合でも不合格の対象とならない有害動植物

V 施行日・参考情報等

★ 施行日は、2月1日現在、未定ですので、以下URLで確認いただくか、植物防疫所にお問い合わせください。

※ SPS通報発出日(2月1日)から約3か月後が目途です。

★ 記載している「地域」、「植物」、「病害虫名」などは、主な地域、植物、病害虫名のみです。詳しい内容は下記(参考)URLでご確認いただくか、植物防疫所にお問い合わせください。

(参考)

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_keneki.html

植物防疫所ホームページ 植物検疫制度の見直し 第7次改正関連情報

http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/7ji_210201.html

(お問い合わせ先)

農林水産省 門司植物防疫所		
門司植物防疫所(本所)	福岡支所	鹿児島支所
TEL:093-321-2601	TEL:092-291-2504	TEL:099-222-1046

